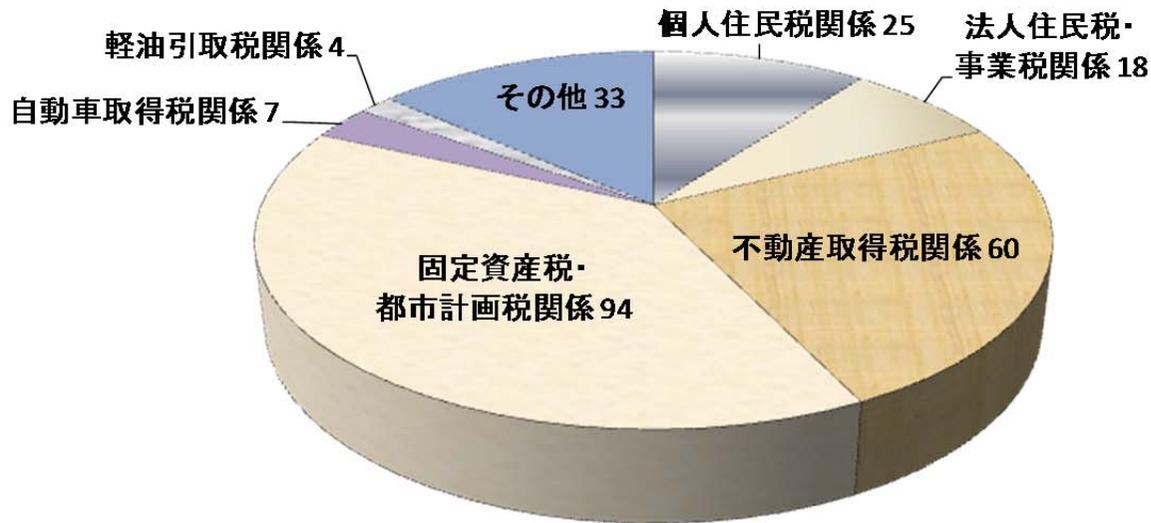


# 参 考 資 料

総務省自治税務局

平成23年6月29日

# 地方税法による政策税制措置(241項目)の概要



地方税の政策税制措置による減収額(総計 1.2 兆円)の内訳(平成 22 年度ベース)

(億円)

個人住民税 (18.1%) 2,178			法人住民税 ・事業税 (8.6%) 1,028		不動産取得税 (30.6%) 3,680			固定資産税 ・都市計画税 (21.3%) 2,564		自動車取得税 (12.9%) 1,554		軽油引取税 (7.6%) 916	その他 (0.7%) 90
住宅ローン 特別控除 (8.5%) 1,019	配当所得 (5.3%) 637	その他 (4.3%) 522	社保診の 非課税 ・医療法人 税率特例 (8.0%) 961	その他 (0.6%) 67	宅地評価土地の 取得に係る 課税標準の特例 (21.6%) 2,599	住宅・土地 取得に係る 税率の特例 (7.5%) 903	その他 (1.5%) 178	新築住宅 特例 (12.0%) 1,447	その他 (9.3%) 1,117	エコカー減税 (11.6%) 1,395	その他 (1.3%) 159	課税免除等 (7.6%) 916	

※自動車取得税・軽油引取税の「当分の間」の税率による増収(5,221 億円)を差し引いた増減収の合計は 6,789 億円  
 ※数値は1億円単位で計上しているため、四捨五入等の調整を行っている。

# 課税自主権

課税自主権……地方団体が地方税の税目や税率設定などについて自主的に決定し、課税すること。

## ①税目についての 課税自主権

### 法定外税

地方税法で定められている税目(法定税)以外に、地方団体の条例によって税目を新設できるもの。法定外普通税と法定外目的税の2種類がある。

## ②税率設定についての 課税自主権

### 超過課税等

標準税率(通常よるべき税率)とされている税目について、その税率と異なる税率を、地方団体の条例によって設定できる。一部税目には上限となる「制限税率」が法定されている。

#### 税率の種類

標準税率(制限税率)  
一定税率  
任意税率

※ 地方税法第1条①V

標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

## 税の種類

### (1) 法定税

地方税法上、地方団体が「課するものとする」と規定されている税。

【規定例】

第四条 略

2 道府県は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。(以下略)

一 道府県民税

二～十 略

### (2) 法定任意税

地方税法上、地方団体が「課することができる」と規定されている税。

【規定例】

第五条 略

6 市町村は、前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

一 都市計画税

二～五 略

### (3) 法定外税

地方税法に定める税目以外で、地方団体の条例に基づき課する税。

【規定例】

第四条 略

3 道府県は、前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

4及び5 略

6 道府県は、前二項に規定するものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

## 地方税法の税目一覧

	普通税		目的税	
	道府県税	市町村税	道府県税	市町村税
法定税	道府県民税 事業税 地方消費税 不動産取得税 道府県たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車取得税 軽油引取税 自動車税 鉦区税	市町村民税 固定資産税 軽自動車税 市町村たばこ税 鉦産税 特別土地保有税	狩猟税	入湯税 事業所税
法定任意税			水利地益税	都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税
法定外税	道府県法定外普通税	市町村法定外普通税	法定外目的税(H12創設)	

## 税率の種類

### (1) 標準税率

地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率。

### (2) 制限税率

地方団体が税率を定めるに当たって、それを超えることができない税率。

### (3) 一定税率

地方団体が税率を定めるに当たって、それ以外の税率を定めることができない税率。

### (4) 任意税率

地方税法において税率を定めず、地方団体に税率設定を委ねている税率。

# 税率の種類

○ 現行地方税法の法定税の税率の種類を分類すると以下のとおり

種類		税目	
		道府県税	市町村税
一定税率		道府県民税（利子割） 道府県民税（配当割） 道府県民税（株式等譲渡所得割） 地方消費税 道府県たばこ税	自動車取得税 軽油引取税 鉱区税 狩猟税
標準税率	制限税率あり	道府県民税（法人 法人税割） 事業税（個人、法人） ゴルフ場利用税 自動車税	市町村民税（法人 均等割） 市町村民税（法人 法人税割） 軽自動車税 鉱産税
	制限税率なし	道府県民税（個人 均等割） 道府県民税（個人 所得割） 道府県民税（法人 均等割） 不動産取得税 固定資産税（道府県分）	市町村民税（個人 均等割） 市町村民税（個人 所得割） 固定資産税
任意税率	制限税率あり		都市計画税
	制限税率なし	水利地益税	水利地益税 共同施設税 宅地開発税
その他			入湯税

## 各税率の種類における規定例

○ 現行地方税法の法定税の税率の種類に係る規定例は以下の通り

種類		規定例
一定税率		(地方消費税の税率) 第72条の83 地方消費税の税率は、百分の二十五とする。
標準税率	制限税率あり	(自動車税の標準税率) 第147条 4 道府県は、前三項に定める標準税率を超える税率で自動車税を課する場合には、前三項の税率に、それぞれ一・五を乗じて得た率を超える税率で課することができない。  (法人税割の税率) 第314条の4 法人税割の標準税率は、百分十二・三とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、百分の十四・七を超えることができない。
	制限税率なし	(不動産取得税の税率) 第73条の15 不動産取得税の標準税率は、百分の四とする。
任意税率	制限税率あり	(都市計画税の税率) 第702条の4 都市計画税の税率は、百分の〇・三を超えることができない。
	制限税率なし	(宅地開発税) 第703条の3 2 宅地開発税の税率は、宅地開発に伴い必要となる公共施設の整備に要する費用、当該施設による受益の状況等を参酌して、当該市町村の条例で定める。
その他		(入湯税の税率) 第701条の2 入湯税の税率は、入湯客一人一日について、百五十円を標準とするものとする。

※ 規定例は全て地方税法

# 超過課税の状況

## ア 超過課税実施団体数 (H22. 4. 1 現在)

### ○ 都道府県

#### < 道府県民税 >

個人均等割

30団体

〔岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

所得割

1団体

〔神奈川県〕

法人均等割

30団体

〔岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

法人税割

46団体

〔静岡県を除く46都道府県〕

#### < 法人事業税 >

8団体

〔宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県〕

#### < 自動車税 >

1団体

〔東京都〕

### ○ 市町村

#### < 市町村民税 >

個人均等割

3団体

〔北海道夕張市、神奈川県横浜市、宮崎県宮崎市〕

所得割

2団体

〔北海道夕張市、兵庫県豊岡市〕

法人均等割

404団体

法人税割

1,003団体

#### < 固定資産税 >

162団体

#### < 軽自動車税 >

33団体

〔北海道〕函館市、夕張市、留萌市、美瑛市、芦別市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、由仁町、南幌町、栗山町、浦臼町、滝上町〔青森県〕鱒ヶ沢町〔山梨県〕早川町〔島根県〕松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、斐川町〔徳島県〕徳島市、小松島市、鳴門市〔香川県〕高松市〔高知県〕高知市、須崎市〔福岡県〕大牟田市

#### < 鉱産税 >

34団体

#### < 入湯税 >

2団体

〔三重県桑名市、岡山県美作市〕

## イ 超過課税の規模 (H21年度決算)

道府県税		
道府県民税	個人均等割	175.2億円
	所得割	27.3億円
	法人均等割	83.9億円
	法人税割	735.3億円
法人事業税		771.9億円
自動車税		4百万円
道府県税計		1,793.6億円
市町村税		
市町村民税	個人均等割	15.0億円
	所得割	75百万円
	法人均等割	146.0億円
	法人税割	1,858.4億円
固定資産税		377.1億円
軽自動車税		6.7億円
鉱産税		8百万円
入湯税		23百万円
市町村税計		2,404.1億円
超過課税合計		4,197.7億円

※ 地方法人二税の占める割合: 85.7%

## 標準税率未満での課税を行う団体の例

団体名	税 目	実施年度	内 容
愛知県 名古屋市	個 人 市民税	H22年度 課税分のみ  (注1)	《均等割》 税率 3,000円 → 2,700円(税率10%引下げ) 《所得割》 税率 6% → 5.4% (税率10%引下げ)
	法 人 住民税		《均等割》 9段階に区分されている税率を、それぞれ10%引下げ 例) 資本金1,000万円以下かつ従業員数50人以下の法人の例 50,000円 → 45,000円 《法人税割》 税率 14.7% → 13.23% (税率10%引下げ) (資本金1億円以下かつ法人税額が年2,500万円以下の法人の場合 12.3% → 11.07%)
愛知県 半田市	個 人 市民税	H22年度 課税分のみ  (注2)	《均等割》 税率を 3,000円 から 100円 に引下げ 《所得割》 税率を 6% から 5.6% に引下げ
埼玉県 北本市	個 人 市民税	H23年度 課税分のみ	《均等割》 税率 3,000円 → 2,700円 (税率10%引下げ) 《所得割》 税率 6% → 5.4% (税率10%引下げ)
愛知県 大治町	個人 町民税	H23年度 課税分のみ	《均等割》 税率を 3,000円 から 100円 に引下げ 《所得割》 税率を 6% から 5.6% に引下げ

- (注1) 名古屋市は当初、恒久的な措置として条例を提案したが、市議会は平成22年度限りの措置とする修正案を可決し、単年度の措置として実施。  
その後、恒久的な措置とするための条例改正案を提案（平成22年4月臨時会、6月定例会(11月定例会で継続審議)）したが、いずれも否決。  
河村たかし市長は、市民税の恒久的な10%減税を公約に掲げ、平成23年2月6日再選。名古屋市議会解散のリコールに基づく住民投票も同日行われ、リコールが成立し市議会は同日解散。市議会選挙の結果、河村たかし市長が代表を務める減税日本が市議会第1党（定数75人中28人）となった。

- (注2) 半田市は交付団体となったことから、23年度の減税は行わないことを表明。

# 法定外税について

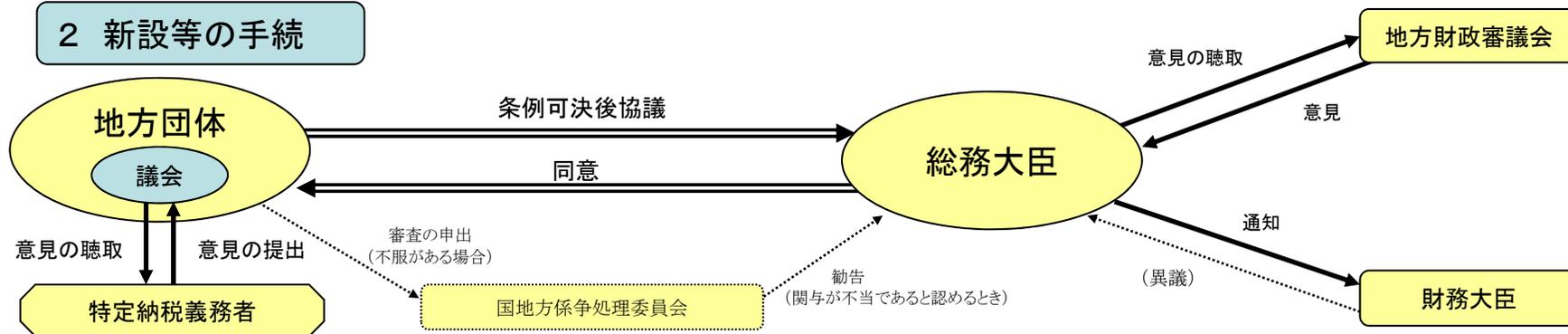
## 1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

## 2 新設等の手続



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。  
(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

### 「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

# 法定外税の状況

(平成23年4月現在)  
(平成21年度決算額)

平成21年度決算額 459億円 (地方税収額に占める割合 0.13%)

## 1 法定外普通税〔374億円(22件)〕

### [都道府県]

石油価格調整税	1.0	沖縄県
核燃料税	22.9	福井県、福島県、愛媛県、 佐賀県、島根県、静岡県、 鹿児島県、宮城県、新潟県、 北海道、石川県
核燃料等取扱税	6	茨城県
核燃料物質等取扱税	11.1	青森県
臨時特例企業税	6	神奈川県 <sup>(注1)</sup>
計	36.2億円	〈15件〉

### [市町村]

砂利採取税等	0.3	城陽市(京都)、中井町(神奈川)、 山北町(神奈川)
別荘等所有税	6	熱海市(静岡)
歴史と文化の環境税	0.7	太宰府市(福岡)
使用済核燃料税	3	薩摩川内市(鹿児島)
狭小住戸集合住宅税	2	豊島区(東京)
計	1.2億円	〈7件〉

## 2 法定外目的税〔85億円(35件)〕

### [都道府県]

産業廃棄物税等	6.2	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、 青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、 奈良県、新潟県、山口県、宮城県、 京都府、島根県、福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、 宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、 北海道、山形県、愛媛県
宿泊税	1.0	東京都
乗鞍環境保全税	0.2	岐阜県
計	7.3億円	〈29件〉

### [市町村]

遊漁税	0.1	富士河口湖町(山梨)
環境未来税	7	北九州市(福岡)
使用済核燃料税	6	柏崎市(新潟)
環境協力税	0.07	伊是名村(沖縄)、伊平屋村(沖縄)、 渡嘉敷村(沖縄) <sup>(注2)</sup>
計	1.3億円	〈6件〉

(注1) 神奈川県「臨時特例企業税」はH21.3.31をもって失効しているが、同日以前に終了する事業年度分の税収がある。

(注2) 沖縄県渡嘉敷村「環境協力税」はH23.4.1施行のため、税収実績はない。

(注3) 端数処理のため、合計は一致しないものがある。

### 【都道府県による取組み状況】（平成21年度）

- 「収受」については2団体、「申告相談」については3団体が体制を整えている。
- 「税務広報」については、30団体(約6割)が行っている。
- 「その他」としては、税務署主催の確定申告会場への職員派遣、市町村に提出された申告書の回収等の取組みが行われている(8団体(約2割))。

	申告説明会	税務広報	申告用紙備付	収受	申告相談	その他相談	その他
実施団体数	4	30	5	2	3	1	8
全団体数に占める割合	9%	64%	11%	4%	6%	2%	17%

### 【参考】

- 建設工事に係る入札参加について42団体(約9割)が消費税・地方消費税の未納がないことを条件化している。

※計数は地方団体へのアンケート調査等による。

**【市区町村による取組み状況】（平成21年度）**

- 「税務広報」、「申告用紙備付」、「收受」については、半数以上の団体が行っている。  
※収受件数は12,063件
- 「申告相談」については、490団体(約3割)が行っており「收受」と併せて行われることが多い。  
※「申告相談」をするための税理士法上の許可については、1,271団体(約7割)が許可を得ている。

[調査団体数 1,750(H22.3.31時点)]

	申告説明会	税務広報	申告用紙備付	收受	申告相談	その他相談	その他
実施団体数	110	962	878	914	490	103	113
全団体数に占める割合	6%	55%	50%	52%	28%	6%	6%

注1 「その他」としては、所得税の確定申告時における消費税の未申告者に対する申告しようよう、新規事業者に係る届出書提出の指導等の取組みが行われている。

注2 「申告説明会」、「申告相談」、「その他相談」については、人員不足や専門知識を要すること等が実施に当たっての課題となっている。

※計数は地方団体へのアンケート調査等による。